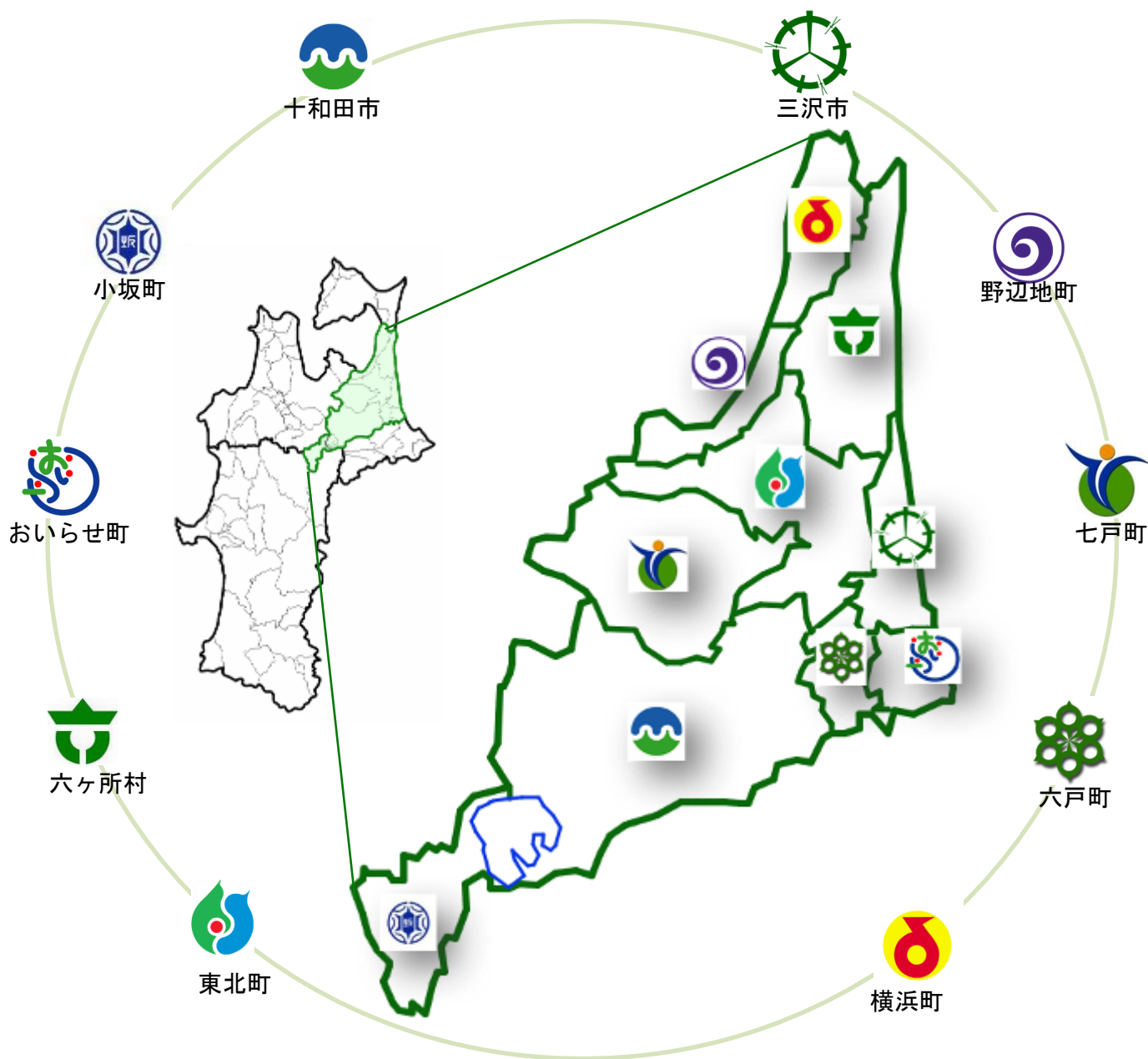


上十三・十和田湖広域定住自立圏 共生ビジョン



平成25年3月28日策定
(平成27年3月27日変更)

十和田市 三沢市

目 次

第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって	2
1. 定住自立圏の概要.....	2
2. これまでの取組.....	2
3. 定住自立圏の名称及び構成市町村.....	3
4. 定住自立圏共生ビジョンの目的.....	3
5. 定住自立圏共生ビジョンの期間.....	3
第2章 圏域の概況	4
1. 圏域市町村の概況.....	4
2. 人口等の推移.....	10
3. 産業別就業者数の推移.....	12
4. 都市機能の集積状況.....	14
第3章 圏域の将来像	16
第4章 具体的取組	18
1. 生活機能の強化.....	19
2. 結びつきやネットワークの強化.....	40
3. 圏域マネジメント能力の強化.....	47
【資料】	
定住自立圏の圏域の名称について.....	50
上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンの主な策定経緯.....	51
上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会開催要綱.....	52
上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿.....	53

第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって

1. 定住自立圏の概要

今後の日本社会では、生産年齢人口、若年人口が減る一方、高齢者の単独世帯等の増加が顕著化し高齢者人口は増加します。総じて全体の人口が減るため、住民税収入も減少し、インフラの維持管理・更新をはじめ単一の市町村ではこれまでのフルセットの行政機能を確保することが困難になることが予想されます。さらに、この状況は三大都市圏よりも地方圏において加速度的に進むと予想されています。

定住自立圏構想はそうした将来の事態に備え、圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が、協定によって有機的に連携し、相互に役割分担して連携・協力する中長期的視点に立った新たな広域連携の取組です。

2. これまでの取組

(1) 大要

本圏域の定住自立圏構想の推進にあたっては、平成21年度に上十三地域広域市町村圏協議会において定住自立圏構想に係る勉強会を開催し、上十三地域において検討することとしました。

平成22年度は、同協議会市町村長会議において定住自立圏構想を進めることを決定し、関係市町村において具体的連携事項についての検討を開始しました。

そして、平成23年度は、中心市要件を満たす十和田市と三沢市が共同で、中心となってこの構想を進めていくことを確認し、平成24年3月29日に共同中心市宣言を行いました。その後、住民の生活実態を踏まえ、十和田湖の観光振興等をはじめこれまでも連携・協力を図ってきた秋田県小坂町と、既に八戸圏域定住自立圏に参加している一方、上十三地域とも生活圏を同じくするおいらせ町が加わり、定住自立圏形成に関する取組内容等について協議してきました。

その結果、基本的な考え方について合意形成が図られたことから、定住自立圏形成協定について各市町村議会の議決を経て、同年10月4日、十和田市及び三沢市と圏域8町村それぞれとの間で、定住自立圏形成協定を締結しました。

(2) 圏域形成の考え方について

本圏域は、①複眼型 ②県境型 ③圏域重複型を組み合わせ、2市7町1村で構成する圏域です。圏域を形成するにあたっての考え方・経過は次のとおりです。

① 複眼型

昭和46年以来、青森県上十三地域としての広域圏を形成し、連携をしてまいりました。

同じ上十三広域圏に属する十和田市及び三沢市の中核都市2市が共同で中心市となることとし、平成24年3月29日に同じ広域圏に属する野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村とともに共同中心市宣言式を行いました。

定住自立圏構想は、住民の生活実態を踏まえ、県境を越えた連携や圏域を重複した連携を許容する柔軟な制度です。そこで、②県境型、③圏域重複型も活用して、圏域形成のフレームを検討しました。

② 県境型

秋田県小坂町は、県は違えど、観光等十和田湖を通じて、これまでも連携をしてきたところです。従って、県境型を活用して、連携を図ることとしました。

③ 圏域重複型

おいらせ町は、八戸圏域定住自立圏にも参加しておりますが、一方で、この上十三地域とも生活圏を同じくするところです。従って、圏域重複型を活用して、連携を図ることとしました。

3. 定住自立圏の名称及び構成市町村

- (1) 定住自立圏の名称 (※名称に関する考え方については後述の「資料」を参照。)

上十三・十和田湖広域定住自立圏

- (2) 定住自立圏の構成市町村

十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町

4. 定住自立圏共生ビジョンの目的

本共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第6の規定により、圏域の将来像や協定に基づき圏域市町村が連携して推進する具体的な取組内容を明らかにするものです。

5. 定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンの期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行います。

第2章 圏域の概況

1. 圏域市町村の概況

上十三・十和田湖広域定住自立圏

明治11年、藩政時代の北郡が南北に分かれて出来た上北郡。昭和30年代に十和田と三沢が市となってからは、両市を中心に、上十三地域として人々の生活に密接に関わってきました。今回、さらに、十和田湖に接する秋田県小坂町と八戸定住自立圏と重複する形でおいらせ町が加わり、「上十三・十和田湖広域定住自立圏」が形成されました。

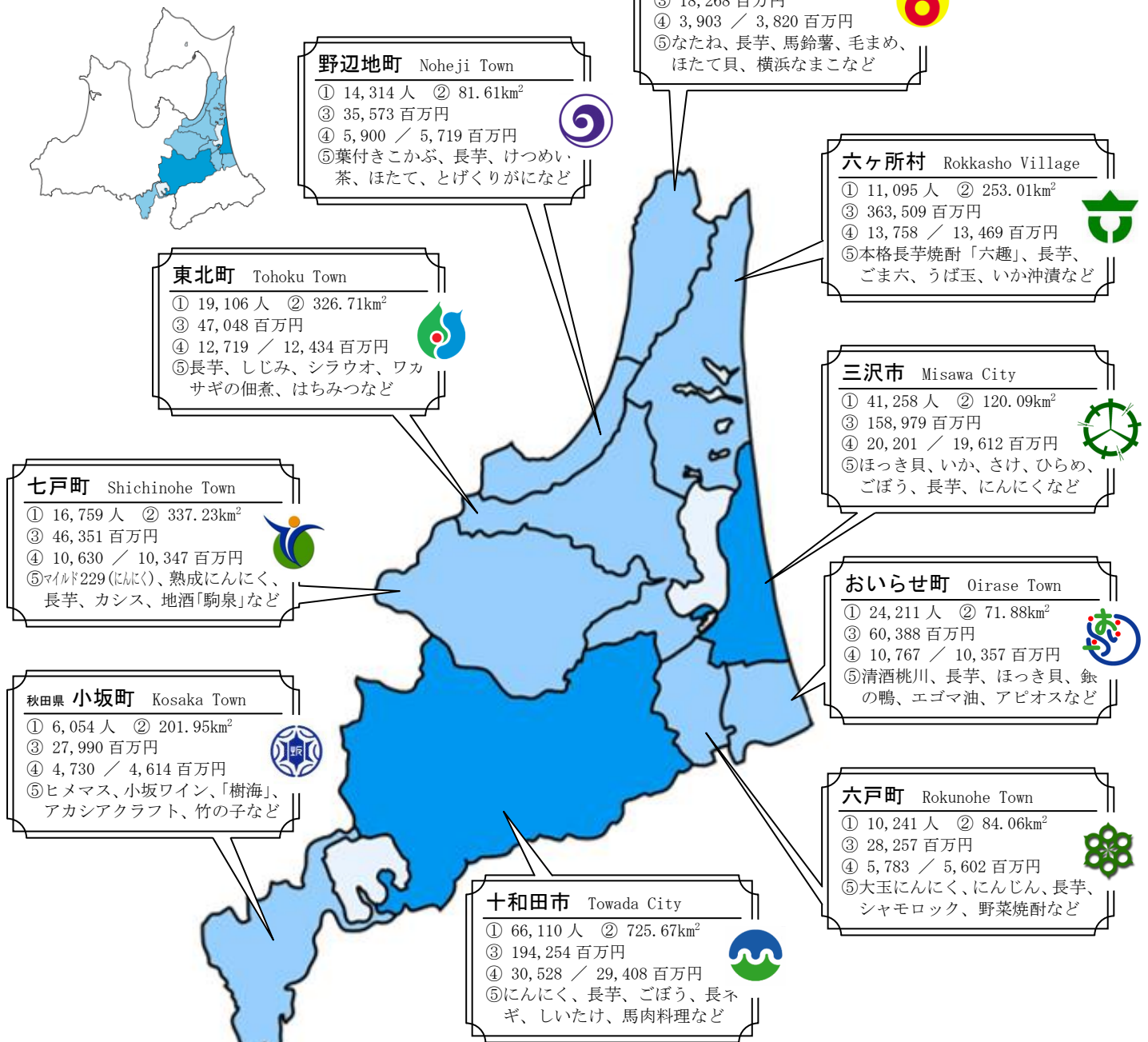
2市7町1村で形成するこの圏域は、面積約2,328km²、人口約21万4千人。三沢空港や新幹線七戸十和田駅などの高速交通拠点、共通する特産品、豊かな自然や特色ある観光資源もあふれています。



十和田市と三沢市の2市を中心市とし、県境を越え、他圏域と一部重複するこの圏域の形[複眼・県境・圏域重複型]は、全国でも初めての事例となります。



市町村名



① 人口 ② 面積
③ 市町村内総生産※ (H21年度) 市町村章
④ 普通会計決算額 歳入/歳出 (H22年度)
⑤ 特産物など



※市町村内総生産
市町村内で1年間に生み出された付加価値の総額。市町村の経済規模を表す指標の一つ。







	<p>十和田市</p>	<p>人口：66,110 人 面積：725.67km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○にんにく ○長芋 ○ごぼう ○長ねぎ ○しいたけ ○ヒメマス ○十和田湖和牛 ○奥入瀬ビール ○奥入瀬源流水 ○南部裂織 <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十和田湖 ○奥入瀬溪流 ○八甲田山 ○日本の道百選「官庁街通り」 ○法量の大イチョウ ○十和田市現代美術館  <p style="text-align: center;">十和田湖</p>
<p>秀峰八甲田の裾野に拓けた十和田市は、神秘の湖「十和田湖」、千変万化の美しい流れを織りなす「奥入瀬溪流」、近代都市計画のルーツといわれ整然と区画された街並みなど、豊かな自然と近代的な都市機能が調和した美しいまちです。</p> <p>市街地には、日本の道 100 選に選定された官庁街通りや十和田市現代美術館があります。十和田市現代美術館は、まちづくりとアートが一体となった取組のもと誕生した新しいタイプの美術館です。さらに官庁街通り全体を美術館と見立て、様々な現代アート作品が設置されており、間近で鑑賞することができます。</p> <p>また、疎水百選にも選ばれた人工河川の稲生川が本市東部の三本木原台地を東西に流れており、地域に豊かな実りをもたらしています。</p>			



	<p>三沢市</p>	<p>人口：41,258 人 面積：120.09km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホッキ貝 ○いか ○さけ ○ひらめ ○ごぼう ○長芋 ○にんにく ○パイカ料理 ○チーズロール ○ホッキ丼 <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アメリカ村 ○寺山修司記念館 ○青森県立三沢航空科学館 ○道の駅みさわ「斗南藩記念観光村」 ○ラムサール条約登録湿地「仏沼」  <p style="text-align: center;">ハロウィンフェスタの様子</p>
<p>三沢市は青森県の南東部に位置し、東は太平洋、西は小川原湖に臨んでいます。東西約 11km、南北約 25km、面積 120.09 平方 km の平坦地で、世界的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された「仏沼」を始めとする豊かな自然に恵まれています。</p> <p>古くから馬産地として栄えた県南にあって、三沢市域は江戸時代には藩政牧場の「木崎牧」に含まれ、人々は馬産や漁業に携わっていましたが、太平洋戦争後に旧日本海軍飛行場が米軍三沢基地となり、三沢市は大きく変貌しました。</p> <p>現在は、全国有数の航空施設がある大空のまちとして、約 4 万 2 千人の人口に加え 9 千人弱の米軍人、軍属及びその家族が暮らし、異国情緒漂う国際都市として独自の発展を続けています。</p>			



	<p style="text-align: center;">野辺地町</p>	<p>人口：14,314 人 面積：81.61km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホタテ ○葉つきこかぶ ○トゲクリガニ ○長芋 ○ナマコ ○かわらけつめい製品 <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浜町の常夜燈 ○烏帽子岳 ○十符ヶ浦海水浴場 ○愛宕公園 ○日本最古の鉄道防雪林 ○旧野村家住宅離れ（行在所） ○国設野辺地まかど温泉スキー場 ○柴崎地区健康レクリエーション施設 <div style="text-align: center;">  <p>浜町の常夜燈</p> </div>
<p>野辺地町は、下北半島の玄関口に位置し、古くから交通の要衝として発展してきました。江戸時代から明治の初年にかけては、北前船が盛んに往来し、南部藩有数の商港としても栄えた歴史もあります。</p> <p>また、陸奥湾と八甲田連峰の山麓に囲まれた豊かな自然と、上方の文化をくむ伝統ある祭りなど、四季折々の様々な彩が重なり合うまちです。</p> <p>町のスローガン「笑顔あふれるまち のへじ」は、町民どうしが共に支え合い、はつらつとした笑顔に満ちあふれ、だれもが安心して暮らせるまちづくりを理念としており、町民と行政が一体となりながらその実現を目指します。</p>			



	<p style="text-align: center;">七戸町</p>	<p>人口：16,759 人 面積：337.23km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駒まんじゅう ○そば ○長芋 ○南部せんべい ○お酒 ○マイルドにんにく ○アピオス ○山の芋 ○熟成にんにく ○みよこ米 <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○七戸城跡 ○天王神社のツツジ ○国史跡二ツ森貝塚 ○県史跡一里塚 ○鷹山宇一記念美術館 ○ローズガーデン ○天間館神社のヒナコウモリ <div style="text-align: center;">  <p>東北新幹線七戸十和田駅</p> </div>
<p>七戸町は、青森県の東部に位置し、西方に八甲田山系が連なり、山麓から延びる丘陵は高低差が少なく、広大な水田地帯を形成している内陸部の町です。</p> <p>平成 22 年 12 月 4 日、東北新幹線七戸十和田駅の開業により新しい歴史の第一歩を踏み出しました。七戸十和田駅は、上十三・下北地域の玄関口であるとともに、七戸町の変革・発展への入口でもあります。また、国道 4 号が南北に縦断、国道 394 号が 4 号と交差し東西に横断し、みちのく有料道路で青森市と結ばれているなど、観光地十和田湖・下北半島への新しい玄関口として、交通の要衝となっています。</p> <p>恵まれた美しい自然環境の中、「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」を町の将来像とし、歴史や文化を次の世代に確実に伝承しながら、「住んでいる人も訪れる人も心の豊かさを実感できる町づくり」を目指しております。</p>			



	<p style="text-align: center;">六戸町</p>	<p>人口：10,241人 面積：84.06km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <p>○大玉にんにく ○大根 ○にんじん ○キャベツ ○長芋 ○白菜 ○ごぼう ○シャモロック ○野菜焼酎（長芋、ごぼう、にんにく）</p> <p>【観光名所】</p> <p>○館野公園 ○星野リゾート青森屋・旧渋沢邸 ○旧苔米地邸 ○十和田国際カントリークラブ</p>
<p>六戸町は、青森県南部の交通の要衝に位置しており、十和田湖を源にする奥入瀬川が、町の中央よりやや南部を東西に流れています。その流域には水田が広がり、田園を中心とする里山としての景観を形成しています。また冬期の寒さは厳しいものの、四季の変化に富んだ気候は、比較的穏やかな環境を有しています。</p> <p>「恵みの大地と人が結びあう やすらぎと感動の定住拠点・六戸」とは町民ひとりひとりが個性や生きがいを大切に、暮らす場所としての質の向上を積極的に行い、基幹産業である農業を中心に活力と交流あるまちづくりの実践、人と人との絆の強化をしていくことを柱とした六戸町の将来像を表す言葉です。</p> <p>私たちは、言わば、「キラリと光る定住拠点」をつくりたいという思いを形にしていきたいと思えます。</p>			 <p style="text-align: center;">メイプルマラソン大会</p>

	<p style="text-align: center;">横浜町</p>	<p>人口：4,881人 面積：126.55km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <p>○ホタテ ○横浜なまこ ○長芋 ○馬鈴薯 ○毛まめ ○なたね ○菜の花ドーナツ</p> <p>【観光名所】</p> <p>○菜の花畑 ○吹越烏帽子 ○砂浜海岸海水浴場 ○よこはま温泉 ○砂浜海岸コテージ ○八幡神社 ○道の駅「よこはま」菜の花プラザ</p>
<p>横浜町は、町のキャッチフレーズである「山海の恵み、ふれあいの里横浜町」にあるとおり、周囲を山や海などの豊かな自然に囲まれた町です。</p> <p>昭和50年、幸せを求めてたゆまぬ努力を続けてきた祖先の心を受け継ぎ、より美しく豊かで住みよい町にするために町民の誓いを制定しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 青い海、緑と花を愛します。 1. 健康な心と体をつくります。 1. 時間ときまりを守ります。 1. だれにでも親切にします。 1. 常に学ぶことに努めます。 <p>豊かな自然と豊かな心溢れる横浜町は、住んでよかった、行ってみてよかったと実感して頂けるようなまちづくりを目指しています。</p>			 <p style="text-align: center;">菜の花畑</p>

	<p style="text-align: center;">東北町</p>	<p>人口：19,106人 面積：326.71km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シラウオ ○ワカサギ ○大和シジミ ○ウナギ ○長芋 ○ダイコン ○にんじん ○にんにく ○ガニ汁 ○佃煮・筏焼き ○ヤーコン焼酎 ○はちみつ <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小川原湖公園 ○日本中央の碑保存館 ○歴史民俗資料館 ○かやぶき家屋まなか ○明治天皇親巡蹟 ○大塚甲山歌碑 ○小川原湖交流センター宝湖館 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>日の本中央たいまつ祭</p> </div>
<p>東北町は、青森県の東部、上北地方のほぼ中央部にあって、県東部の空の玄関である三沢空港や地域の中心都市である十和田市に近接しているほか、県都青森市、県南部地方の拠点都市である八戸市からも約40km圏に位置しており、恵まれた立地条件にあります。</p> <p>地勢は八甲田山系から続く丘陵地、台地が大部分を占め、七戸川、砂土路川などの河川沿いに平坦地が広がっており、東部一帯には県内で最大、全国でも11番目の面積を誇り、地籍を持つ湖「小川原湖」があります。</p> <p>また、町内には豊富な湯量を誇る多くの源泉掛け流し温泉が点在し、その効能は植物成分が多く含まれたモール温泉で、「美人の湯」とも言われています。</p> <p>東北町では、「みどりの大地と小川原湖に彩られたいのち輝くいで湯のさと」を目指し、住民と一体となったまちづくりをしています。</p>			

	<p style="text-align: center;">六ヶ所村</p>	<p>人口：11,095人 面積：253.01km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本格長芋焼酎「六趣」 ○長芋 ○ごま六 ○うに羊羹 ○いか沖漬 ○ひらめ「おさしみスモーク」 <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○六趣醸造工房 ○スパハウスろっかぽっか ○大規模風力発電所 ○六ヶ所原燃PRセンター ○村立郷土館 ○泊物見崎灯台 ○マテ小屋 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>二又牧場</p> </div>
<p>六ヶ所村は、下北半島の付け根部分の太平洋側に位置し、変化に富んだ海岸、広漠とした湖沼群・丘陵地など特徴的な景観を有しています。</p> <p>産業は畑作、漁業、酪農などの第1次産業が盛ん。村を代表する農産物の長芋を原料にした本格焼酎「六趣（ろくしゅ）」は村の代表的な特産品です。</p> <p>一方で村は、国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設が立地する国内エネルギーの中核を担う「エネルギーの村」でもあります。</p> <p>恵まれた自然に囲まれながら、精神的に満たされる豊かな郷土を次世代に引き継ぐため、村は「自然が彩る豊かな未来を拓く”躍進・発展のまち”」の実現をめざしています。</p>			

	<p>おいらせ町</p>	<p>人口：24,211人 面積：71.88km²</p>	<p>【特産品・グルメ】 ○清酒桃川 ○銀の鴨 ○天然のホッキ貝 ○だるま芋へっちょこ汁 ○熟成黒にんにく ○百石栗 ○にんじん娘 ○蜂蜜 ○おっぱいメロン ○いちご ○エゴマ油 ○長芋 ○にんじん ○ごぼう ○大根</p> <p>【観光名所】 ○日本一の自由の女神像 ○日本一の根岸の大いちょう ○日本一の鮭まつり ○カワヨグリーン牧場 ○アグリのリおいらせ ○大山将棋記念館 ○二川目海浜公園 ○氣比神社 ○下田公園 ○いちょう公園</p>  <p>下田駅で観光客を迎える イメージキャラクター「おいらくん」</p>
<p>県南地方の中心都市（八戸、十和田、三沢）のほぼ中心に位置するという恵まれた立地環境により、陸（高速道 IC・新幹線駅）、海（八戸港）、空（三沢空港）、すべての交通手段が20分圏内にあるという利便性に富んだ町です。</p> <p>産業面では、野菜など地域特産物の流通加工の開発促進と、従来からの製造業の進出により37の誘致企業が稼動し、東北最大級のショッピングモールを中心とした郊外型の商業施設等の進出もあり若者の就業と定住等により人口が増加してきました。</p> <p>町では独自に保育料の上限額の引下げや中学生までの医療費を無料とするなどの子育て支援施策や、環境面では住宅用太陽光発電施設の設置補助金を創設するなど、家庭と地球に優しいまちづくりを進めています。</p> <p>また、冬になると下田公園間木堤や、いちょう公園根岸には多くの白鳥が飛来し、奥入瀬川には鮭が遡上するなど自然環境にも恵まれています。</p> <p>現在は、3.11 東日本大震災の教訓を活かし、災害に強く、被害を最小限に食い止める減災のまちづくりを進めています。</p>			

	<p>小坂町</p>	<p>人口：6,054人 面積：201.95km²</p>	<p>【特産品・グルメ】 ○桃豚 ○ぶどう ○ヒメマス ○小坂ワイン ○アカシア蜂蜜 ○竹の子 ○ぶどうジュース ○菜々の油</p> <p>【観光名所】 ○十和田湖 ○小坂鉱山事務所 ○日本最古の芝居小屋「康楽館」 ○日本の滝百選「七滝」 ○紫明亭展望台 ○発荷峠展望台 ○笹森展望所 ○天使館 ○中小路の館</p>  <p>日本最古の芝居小屋「康楽館」</p>
<p>小坂町は、世界に誇る十和田湖と豊かな自然に囲まれた「十和田湖のある町」。日本の近代化を支えた東洋一の銅山の歴史と鉱山遺産・文化に包まれた「明治の香りただよう町」。常に時代を牽引してきた鉱業技術を活用した環境リサイクル産業の定着及び発展を図るとともに、町民の協力を得て取り組む生ゴミや廃油の回収などのエコタウン事業やバイオマスタウン事業を推進する「資源循環の町」です。</p> <p>他には例を見ないこうした小坂町の「町の個性」に加え、町民個々の経験や意欲など「人の個性」を活かす「個性の際立つまちづくり」をめざしています。</p>			

2. 人口等の推移

※ 2005年（平成17年）以前の各市町村数値は合併前市町村を合算した数値。

(1) 人口の推移

圏域全体の人口は平成12年をピークに減少傾向にあります。市町村別にみると、おいらせ町は増加傾向ですが、その他の市町村は横ばいまたは減少傾向となっています。

表 人口の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成7-22年)	
					増減	増減率
十和田市	69,146	69,630	68,359	66,110	▲ 3,036	▲ 4.4%
三沢市	41,605	42,495	42,425	41,258	▲ 347	▲ 0.8%
野辺地町	15,969	16,012	15,218	14,314	▲ 1,655	▲ 10.4%
七戸町	20,209	19,357	18,471	16,759	▲ 3,450	▲ 17.1%
六戸町	10,523	10,481	10,430	10,241	▲ 282	▲ 2.7%
横浜町	5,806	5,508	5,097	4,881	▲ 925	▲ 15.9%
東北町	21,270	20,591	20,016	19,106	▲ 2,164	▲ 10.2%
六ヶ所村	11,063	11,849	11,401	11,095	32	0.3%
おいらせ町	21,031	23,220	24,172	24,211	3,180	15.1%
小坂町	7,703	7,171	6,824	6,054	▲ 1,649	▲ 21.4%
合計	224,325	226,314	222,413	214,029	▲ 10,296	▲ 4.6%

出典：国勢調査(総務省統計局)

(2) 世帯数の推移

圏域全体の世帯数は増加傾向にあります。市町村別にみると、十和田市、三沢市、六戸町、六ヶ所村及びおいらせ町は増加傾向ですが、その他の町村は横ばいまたは減少傾向となっています。

表 世帯数の推移

単位：世帯

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成7-22年)	
					増減	増減率
十和田市	23,320	24,395	25,358	25,554	2,234	9.6%
三沢市	14,371	15,636	15,946	16,211	1,840	12.8%
野辺地町	5,665	6,057	5,880	5,766	101	1.8%
七戸町	5,781	5,938	5,823	5,713	▲ 68	▲ 1.2%
六戸町	2,893	3,042	3,231	3,307	414	14.3%
横浜町	1,884	1,888	1,872	1,884	0	0.0%
東北町	5,722	5,905	6,020	6,007	285	5.0%
六ヶ所村	3,997	5,021	4,729	4,751	754	18.9%
おいらせ町	6,244	7,388	8,009	8,330	2,086	33.4%
小坂町	2,638	2,571	2,596	2,390	▲ 248	▲ 9.4%
合計	72,515	77,841	79,464	79,913	7,398	10.2%

出典：国勢調査(総務省統計局)

(3) 年齢3区分別の推移

全ての市町村において、年少人口（15歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。圏域全体でみると平成12年以降は老年人口が年少人口を上回っており、少子高齢化が進行しています。

表 年少人口(15歳未満)の推移

単位:人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成7-22年)	
					増減	増減率
十和田市	12,213	10,969	9,801	8,513	▲ 3,700	▲ 30.3%
三沢市	8,187	7,651	7,343	6,475	▲ 1,712	▲ 20.9%
野辺地町	2,860	2,228	1,916	1,612	▲ 1,248	▲ 43.6%
七戸町	3,280	2,676	2,317	1,949	▲ 1,331	▲ 40.6%
六戸町	1,816	1,562	1,375	1,283	▲ 533	▲ 29.4%
横浜町	934	750	665	563	▲ 371	▲ 39.7%
東北町	3,638	3,099	2,693	2,366	▲ 1,272	▲ 35.0%
六ヶ所村	2,032	1,745	1,649	1,453	▲ 579	▲ 28.5%
おいらせ町	4,024	4,193	4,126	3,811	▲ 213	▲ 5.3%
小坂町	1,014	862	796	610	▲ 404	▲ 39.8%
合計	39,998	35,735	32,681	28,635	▲ 11,363	▲ 28.4%

出典:国勢調査(総務省統計局)

表 生産年齢人口(15~64歳)の推移

単位:人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成7-22年)	
					増減	増減率
十和田市	46,836	45,991	43,971	41,171	▲ 5,665	▲ 12.1%
三沢市	28,209	28,055	27,373	26,191	▲ 2,018	▲ 7.2%
野辺地町	10,320	10,429	9,453	8,473	▲ 1,847	▲ 17.9%
七戸町	12,960	12,099	11,261	9,656	▲ 3,304	▲ 25.5%
六戸町	6,826	6,577	6,306	6,029	▲ 797	▲ 11.7%
横浜町	3,819	3,472	2,986	2,809	▲ 1,010	▲ 26.4%
東北町	13,857	12,871	12,053	11,059	▲ 2,798	▲ 20.2%
六ヶ所村	7,385	8,125	7,500	7,370	▲ 15	▲ 0.2%
おいらせ町	13,950	15,250	15,574	15,307	1,357	9.7%
小坂町	4,814	4,226	3,779	3,235	▲ 1,579	▲ 32.8%
合計	148,976	147,095	140,256	131,300	▲ 17,676	▲ 11.9%

出典:国勢調査(総務省統計局)

表 老年人口(65歳以上)の推移

単位:人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成7-22年)	
					増減	増減率
十和田市	10,097	12,670	14,586	16,294	6,197	61.4%
三沢市	5,209	6,724	7,692	8,381	3,172	60.9%
野辺地町	2,788	3,335	3,847	4,166	1,378	49.4%
七戸町	3,969	4,565	4,893	5,152	1,183	29.8%
六戸町	1,881	2,325	2,749	2,921	1,040	55.3%
横浜町	1,053	1,286	1,446	1,507	454	43.1%
東北町	3,775	4,621	5,270	5,668	1,893	50.1%
六ヶ所村	1,646	1,979	2,126	2,235	589	35.8%
おいらせ町	3,057	3,777	4,472	5,055	1,998	65.4%
小坂町	1,875	2,080	2,249	2,209	334	17.8%
合計	35,350	43,362	49,330	53,588	18,238	51.6%

出典:国勢調査(総務省統計局)

3. 産業別就業者数の推移

全ての市町村において、第1次産業就業者数が減少しており、第2次産業就業者数も平成12年以降は減少しております。第3次産業就業者数は、六ヶ所村及びおいらせ町において増加率が大きくなっておりませんが、その他の市町村においては横ばいまたは減少傾向にあります。

※ 2005年(平成17年)以前の各市町村数値は合併前市町村を合算した数値。

表 第1次産業就業者数の推移

単位:人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成7-22年)	
					増減	増減率
十和田市	5,760	5,133	4,740	3,657	▲ 2,103	▲ 36.5%
三沢市	1,999	1,809	1,652	1,496	▲ 503	▲ 25.2%
野辺地町	816	626	595	546	▲ 270	▲ 33.1%
七戸町	2,815	2,115	1,857	1,667	▲ 1,148	▲ 40.8%
六戸町	1,579	1,562	1,414	1,150	▲ 429	▲ 27.2%
横浜町	956	788	738	726	▲ 230	▲ 24.1%
東北町	3,668	2,891	2,714	2,503	▲ 1,165	▲ 31.8%
六ヶ所村	1,176	957	930	872	▲ 304	▲ 25.9%
おいらせ町	1,772	1,463	1,401	1,208	▲ 564	▲ 31.8%
小坂町	368	350	306	217	▲ 151	▲ 41.0%
合計	20,909	17,694	16,347	14,042	▲ 6,867	▲ 32.8%

出典:国勢調査(総務省統計局)

表 第2次産業就業者数の推移

単位:人

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減(平成 7-22 年)	
					増減	増減率
十和田市	9,888	9,919	8,467	6,898	▲ 2,990	▲ 30.2%
三沢市	5,505	5,519	4,459	4,014	▲ 1,491	▲ 27.1%
野辺地町	2,259	2,519	1,950	1,702	▲ 557	▲ 24.7%
七戸町	2,632	2,844	2,252	1,926	▲ 706	▲ 26.8%
六戸町	1,692	1,694	1,479	1,348	▲ 344	▲ 20.3%
横浜町	1,061	926	731	681	▲ 380	▲ 35.8%
東北町	3,037	3,080	2,412	2,107	▲ 930	▲ 30.6%
六ヶ所村	2,578	3,073	2,562	2,443	▲ 135	▲ 5.2%
おいらせ町	4,169	4,375	3,666	3,435	▲ 734	▲ 17.6%
小坂町	1,458	1,325	1,065	864	▲ 594	▲ 40.7%
合計	34,279	35,274	29,043	25,418	▲ 8,861	▲ 25.8%

出典:国勢調査(総務省統計局)

表 第3次産業就業者数の推移

単位:人

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減(平成 7-22 年)	
					増減	増減率
十和田市	20,342	21,077	21,468	19,463	▲ 879	▲ 4.3%
三沢市	13,877	14,497	14,439	13,601	▲ 276	▲ 2.0%
野辺地町	4,528	4,767	4,631	4,206	▲ 322	▲ 7.1%
七戸町	4,586	4,794	4,966	4,601	15	0.3%
六戸町	2,371	2,425	2,635	2,647	276	11.6%
横浜町	1,042	1,118	1,044	1,069	27	2.6%
東北町	4,244	4,720	4,880	4,728	484	11.4%
六ヶ所村	2,148	2,836	2,678	2,926	778	36.2%
おいらせ町	4,987	6,001	6,984	7,008	2,021	40.5%
小坂町	1,702	1,603	1,717	1,533	▲ 169	▲ 9.9%
合計	59,827	63,838	65,442	61,782	1,955	3.3%

出典:国勢調査(総務省統計局)

4. 都市機能の集積状況

十和田市、三沢市における公共施設等による各種サービス機能、医療機能、商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況は、概ね次のとおりです。

平成 24 年 3 月現在

分野	都市機能	十和田市	三沢市
行政機関	国の機関	青森地方裁判所十和田支部、青森家庭裁判所十和田支部、十和田簡易裁判所、青森地方法務局十和田支局、青森地方検察庁十和田支部・十和田区検察庁、十和田労働基準監督署、三沢公共職業安定所十和田出張所、東北地方整備局青森河川国道事務所十和田国道維持出張所、十和田税務署、東北森林管理局三八上北森林管理署	三沢公共職業安定所、航空自衛隊三沢基地、東北防衛局三沢防衛事務所
	県の機関	十和田食肉衛生検査所、十和田警察署、上北地域県民局	三沢警察署、上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室三沢分室、青森県地域共同就職支援センター三沢コーナー
医療	公的医療機関	十和田市立中央病院、十和田市立十和田湖診療所	三沢市立三沢病院
	初期救急医療機関	休日当番医(休日のみ) ※市内開業医 25 機関の当番制で休日の日中診療を行っている。	休日当番医 (休日のみ) ※市内開業医 13 機関の当番制で休日の日中診療を行っている。
	二次救急医療機関	十和田市立中央病院、十和田第一病院	三沢市立三沢病院
	市内医療機関	病院 5、診療所 34、歯科診療所 29	病院 3、診療所 12、歯科診療所 18
福祉	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム 3、老人福祉センター1、デイサービスセンター12、地域包括支援センター1、在宅介護支援センター7、介護老人保健施設 4、認知症対応型グループホーム 10	特別養護老人ホーム 5、老人福祉センター1、デイサービスセンター6、地域包括支援センター1、在宅介護支援センター4、介護老人保健施設 1、認知症対応型グループホーム 5
	障害者福祉施設等	グループホーム 4、ケアホーム 2、就労継続支援 (A型) 3、就労継続支援 (B型) 9、就労移行支援 1、生活介護 5、自立支援 1、宿泊型自立訓練 1、福祉ホーム 2、施設入所支援 1、地域活動支援センター1、居宅介護 14	グループホーム 2、ケアホーム 1、就労継続支援 (B型) 1、就労移行支援 2、自立訓練 (生活訓練) 1、居宅介護 5、相談支援 2、日中一時支援 2
	児童福祉施設等	保育所 34、障害児通所支援 3、日中一時支援 4	保育所 18、障害児通所支援 2、ファミリーサポートセンター1
教育	大学	北里大学獣医学部	三沢基地内大学 (セントラル・テキサス短期大学、メリーランド大学、トロイ大学大学院、フェニックス大学大学院)
	高等学校	三本木高等学校、十和田西高等学校、三本木農業高等学校、十和田工業高等学校	三沢高等学校、三沢商業高等学校
	小・中学校	小学校 20 校、中学校 10 校	小学校 7 校、中学校 5 校
	幼稚園	学校法人青森山田学園青森大学附属北園幼稚園、学校法人東北カトリック学園十和田カトリック幼稚園、学校法人さつき幼稚園、学校法人吉田学園十和田みなみ幼稚園	学校法人春日台学園いちい幼稚園、学校法人小椋山学園三沢第一幼稚園、学校法人松園学園松園幼稚園、学校法人東北カトリック学園三沢カトリック幼稚園
文化・運動等施設	文化・社会教育施設等	十和田市民文化センター・視聴覚センター、十和田市民図書館、郷土館、十和田湖民俗資料館、中央公民館、南公民館、東公民館、十和田湖公民館、十和田市農村交流施設沢田悠学館、勤労青少年ホーム	三沢市中央公民館 (三沢市公会堂)、三沢市立図書館、三沢市先人記念館、三沢市歴史民俗資料館、寺山修司記念館、三沢市勤労青少年ホーム、三沢市働く婦人の家、三沢市国際交流教育センター
	健康・運動施設	十和田市総合体育センター、十和田市民屋内グラウンド、十和田市志道館、十和田市南屋内グラウンド、十和田市南運動	三沢市総合体育館 (大体育場、武道場、弓道場、卓球室)、三沢市武道館 (柔道場、剣道場、相撲場、競技場)、三沢市

		広場、十和田市民プール、十和田市 B&G 海洋センター、十和田市サン・スポーツランド、十和田市野球場、十和田市陸上競技場、十和田市庭球場、十和田市相撲場、十和田市若葉球技場、十和田市高森山パークゴルフ場、十和田市高森山人工芝多目的グラウンド、十和田市高森山球技場、十和田市アネックススポーツランド、十和田湖総合運動公園体育館、十和田湖総合運動公園野球場、十和田湖総合運動公園陸上競技場、十和田湖総合運動公園テニスコート、十和田湖総合運動公園プール、八甲田パノラマパークゴルフ場、洞内地区農村広場(プール)、十和田市農村集落多目的利用施設(おらんどーむ)、十和田市林業者等健康増進用広場、市民の家	屋内温水プール、滝の沢市民プール、三沢アイスアリーナ(スケートリンク、トレーニングルーム)、三沢市南山屋外運動場(サッカー、ソフトボール、ゲートボール等多目的運動場)、三沢市南山テニスコート、三沢市民運動広場(野球場)、三沢市民の森総合運動公園(野球場、陸上競技場、ホッケー場、テニスコート)
観光等施設	観光・レクリエーション施設	道の駅奥入瀬(観光物産館・奥入瀬麦酒館・ステーキハウス味蕾館・味楽工房)、奥入瀬湧水館、奥入瀬溪流館、十和田湖温泉スキー場コミュニティーセンター、石ヶ戸休憩所、道の駅とわだ(とわだびあ・匠工房)、馬事公苑(称徳館・駒っこランド)、新渡戸記念館、宇樽部キャンプ場ロッジ等宿泊施設、湯ノ台休憩所(閉鎖中)、蔦公衆トイレ、子ノ口案内所、十和田市現代美術館、十和田市観光物産センター	青森県立三沢航空科学館、大空ひろば、斗南藩記念観光村、小川原湖観光センター「レークピア」、小川原湖畔コテージ、小川原湖畔キャンプ場、三沢オートキャンプ場、三沢市民の森温泉浴場、三沢漁港海水浴場「ビードルビーチ」、星野リゾート青森屋
交通	航空		三沢空港(日本航空 三沢・東京線 3 便)
	鉄道		青い森鉄道三沢駅
	都市間バス	十和田⇄東京	
	路線バス	十和田観光電鉄株式会社 35 系統 南部バス株式会社 1 系統 JRバス東北株式会社 2 系統	十和田観光電鉄株式会社 25 系統 (うち三沢市コミュニティバス 12 系統)
	国道	国道 4 号、国道 45 号、国道 102 号、国道 103 号、国道 394 号、国道 454 号	国道 338 号
金融	銀行等	青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、十和田おいらせ農業協同組合、郵便局(14)・簡易郵便局(2)	青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、おいらせ農業協同組合、三沢市漁業協同組合、郵便局(6)・簡易郵便局(1)
商業	大規模小売店舗	イオン十和田ショッピングセンター、十和田元町ショッピングセンター、十和田南ショッピングセンター、ユニバース十和田東一番町店、パワーズU十和田店、田清第 1 店舗、ナナオ家具百貨店、スーパーカケモ西金崎店、ヤマヨ十和田店、サンワドー十和田店リビング館、十和田ファッションモール、ツタヤ十和田店、スーパードラッグアサヒ十和田店、薬王堂十和田元町店、アクロスプラザ十和田南、ゲーム倉庫十和田店	テックランド三沢店、三沢堀口ショッピングセンター、マルホンカウボーイ三沢店、サンデー三沢店、Sky Plaza MISAWA、ユニバース三沢松園店、三沢ショッピングセンター、マックスバリュ三沢大町店、スーパードラッグアサヒ三沢店、コジマビル(よこまち)
産業	水産物流通拠点		三沢漁港



(1) 基本認識

我が国が本格的な人口減少社会の到来を迎え、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展や地域経済の低迷、地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、地域が知恵を出し、創意工夫をしながら自主的、自立的な地域づくりを進めることが強く求められています。

このような状況を踏まえ、定住自立圏は、地域住民の生活を守るため、中心市と圏域町村との連携により、人口定住に必要な生活機能を確保するもので、数年先の利益を求めるものではなく、10年、20年先を見据えた取組であり、上十三・十和田湖圏域における持続可能な地域づくりのための第一歩となる取組です。

(2) 圏域の将来像

本圏域は、北部は青森県下北半島に、南部は秋田県北部に接し、東部は太平洋に接する非常に広大な圏域です。広大な圏域であるため、各市町村それぞれの抱える課題も多種多様です。一方で、この広大な圏域は、豊かで、多様な文化、自然、風土に恵まれています。美しい郷土に生まれ、生きる、人々の生活の営みを守っていくことは圏域市町村に共通する使命であり、そのためには、今まさに、地域力の結集が何よりも重要です。

このことを踏まえ、「できることから着実に」を合言葉にひとつひとつ実現可能なものから連携を深めてまいります。

広大な圏域であるが故の特殊性、多様性は圏域を形成する上で、大きな強みになるものと期待されています。

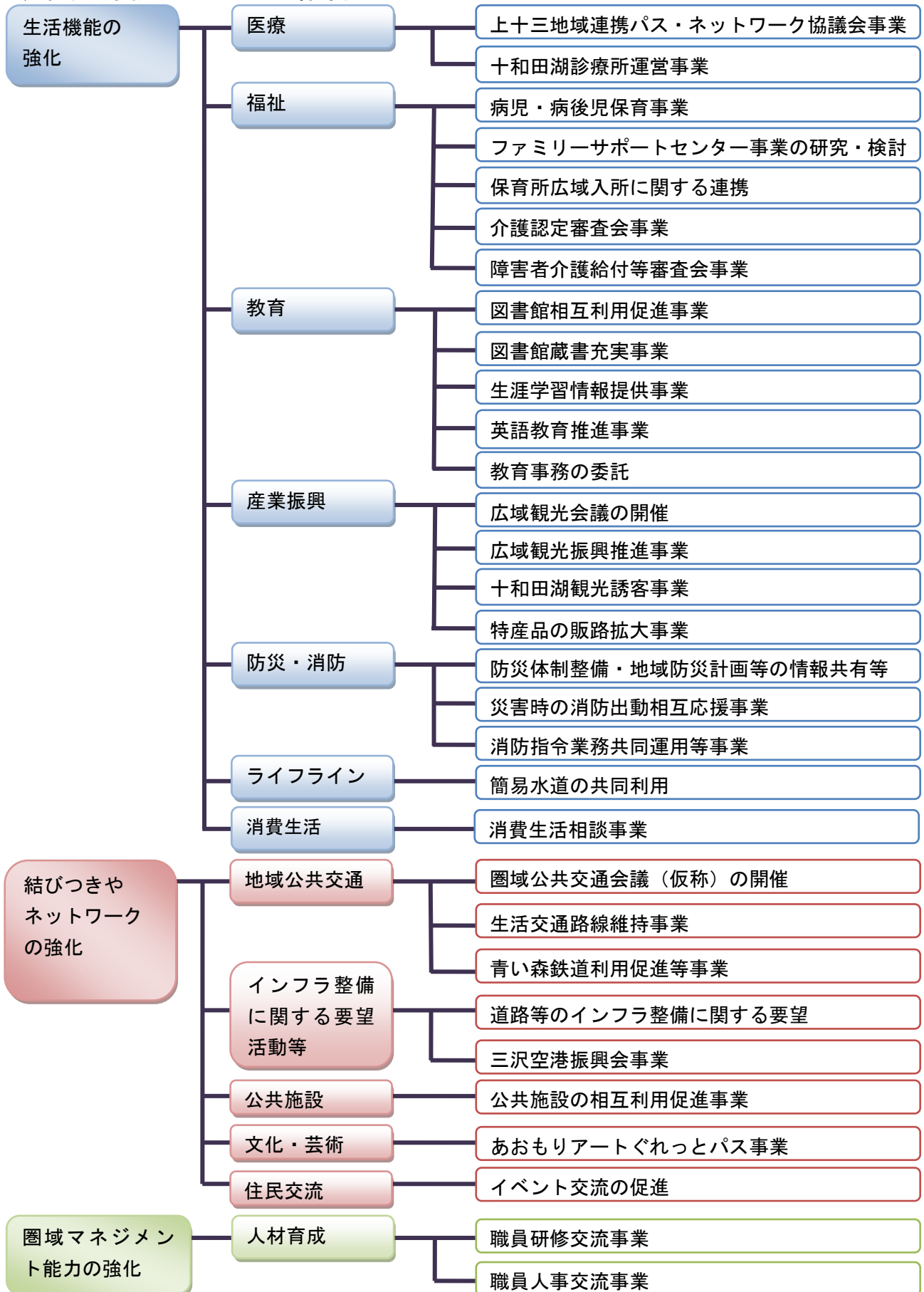
この地域には、伝統工芸品の南部裂織があります。裂織は古い布を裂き、それらを用いて新しい布地を織る織物です。それぞれの布の色や模様の多種多様な組み合わせが、また新たなものを生み出していくのです。

この南部裂織のように、圏域市町村が互いの多様な特色を認め合い、尊重しながら、1つの形に紡いでいく、そのような圏域であるべきと考えます。

このような理念のもと、これまで以上に圏域市町村が連携・協力を深めながら、課題に当たることにより、本圏域がより一層の発展を遂げることができるよう努めてまいります。

第4章 具体的取組

定住自立圏共生ビジョンの体系図



1. 生活機能の強化

(1) 医療

① 地域医療ネットワークの充実

【形成協定】

切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能連携の強化、ネットワーク化を促進し、地域医療ネットワークの充実を図る。

(甲) 圏域内の医療機関の役割分担に応じた中核病院及び診療所の医療機能の維持、充実に努めるとともに、圏域内の医療機関の役割分担と機能連携の強化、ネットワーク化を促進し、地域医療ネットワークの充実を図る。

(乙) 各医療機関との連絡調整を行い、圏域内の医療機関の役割分担と機能連携の強化、ネットワーク化を促進し、地域医療ネットワークの充実を図る。

【具体的な事業】

事業名	上十三地域連携パス・ネットワーク協議会事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村					
内容	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携パスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。					
効果	がん・脳卒中等において、急性期から回復期、維持期へと病気ごとに異なる医療の役割分担、診療情報の確実な伝達と連携（情報の共有など）を強化することで、速やかで切れ目のない医療の適切な提供が図れる。					
関係市町村の役割分担	○十和田市立中央病院、十和田市 上十三地域連携パス・ネットワーク協議会の事務局を担う。 ○各医療機関、各市町村 上十三地域連携パス・ネットワーク協議会に参画し、圏域の各医療機関及び各市町村と連携・協力する。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	—————→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	—————→					
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）					

【形成協定】

救急医療や高度医療を担う中核病院及び診療所の運営体制の充実に努める。

- (甲) 圏域内の医療機関の役割分担に応じた中核病院及び診療所の医療機能の維持、充実に努める。
- (乙) 乙と隣接する甲の区域の診療所の運営に応分の負担をするとともに、甲と連携して、診療所の適切な利用に関する乙の住民への普及啓発に努める。

【具体的な事業】

事業名	十和田湖診療所運営事業					
関係市町村	十和田市、小坂町					
内容	地域医療の身近な窓口として、安心した住民生活に欠かせない一次医療を担う十和田湖診療所の管理運営を行うにあたり、運営経費を負担し、運営の安定化を図る。					
効果	十和田湖地域の一次医療を担う十和田湖診療所の安定的な運営を確保することで、地域全体の地域医療提供体制の維持・充実に努める。					
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市 十和田湖診療所の運営を行うとともに、当該診療所の医療提供体制の維持・充実に努める。</p> <p>○小坂町 十和田市と連携して、当該診療所の医療提供体制の維持・充実に努める。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	—————→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	57,863	57,863	57,863	57,863	57,863	289,315
活用を想定する補助制度等	青森県へき地診療所運営費補助金 診療所運営事業債（平成27年度までの予定）					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

(2) 福祉

① 子育て支援の充実

【形成協定】

子育て支援に関する事業の広域利用を推進し、圏域の住民の利用を可能にし、圏域全体の子育て支援サービスの充実を図る。

- (甲) 甲が実施する子育て支援に関する事業について、効果的な体制の検証を行いつつその対象区域を拡大し、乙の住民の利用に供し、圏域全体の子育て支援サービスの向上を図る。
- (乙) 甲が実施する子育て支援に関する事業について、広域的な利用が円滑に行われるよう乙の住民に対し情報提供及び広報等に努めるとともに、運営について必要な支援等を行う。

【具体的な事業】

事業名	病児・病後児保育事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内容	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児（概ね 10 歳未満の急性期を経過した病中病後の児童）保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。					
効果	圏域内の子育て支援サービスの充実とともに、安心して子育てができる環境の拡充につながる。					
関係市町村の役割分担	○十和田市及び三沢市 効果的な体制の検証を行いつつ当該事業の広域利用を推進し、関係市町村の住民の利用に供する。 ○関係町村 各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、広域利用が円滑に行われるよう、情報提供及び広報等に努めるとともに、運営について必要な支援等を行う。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	—————→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	35,250	35,250	35,250	35,250	35,250	176,250
活用を想定する補助制度等	青森県保育対策等促進事業費補助金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

事業名		ファミリーサポートセンター事業の研究・検討				
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内 容	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。					
効 果	ファミリーサポートセンター事業を合同で実施することにより、事業の普及啓発や会員の拡大が期待される。また、圏域内で安心して子育てができる環境を提供することができる。					
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市及び三沢市 当該事業の対象区域を拡大し、関係市町村の住民の利用に供することについて、関係市町村と効果的な実施方法の研究を行い、実施可能なものから順次、広域利用を推進する。</p> <p>○関係町村 十和田市及び三沢市と連携して、効果的な実施方法の研究を行い、実施可能なものから順次、広域利用を推進する。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	実施方法 研究 →	段階的に広域利用を推進 →				
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	7,527	7,527	7,527	7,527	7,527	37,635
活用を想定する補助制度等	青森県子育て支援特別対策事業費補助金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

【形成協定】

圏域における子育て支援を充実させるため、保育所の広域入所を推進する。

- (甲) 保育所の保育サービスの維持、充実を図るとともに、乙と隣接する甲の区域の保育所の広域入所に関する連携に取り組む。
- (乙) 乙と隣接する甲の区域の保育所の運営に応分の負担をするとともに、甲と連携して、保育所の適切な利用に関する乙の住民への普及啓発に取り組む。

【具体的な事業】

事業名		保育所広域入所に関する連携					
関係市町村	十和田市、小坂町						
内容	隣接する区域において、児童の住居地以外の保育所の広域入所を推進する。						
効果	児童の受入体制の充実により、保護者の仕事と育児の両立が図られ、子育てに対する不安が解消されるとともに、利用者の利便性が向上する。						
関係市町村の役割分担	それぞれの保育環境整備に努め、他自治体の保育所への入所児童数に応じた経費を負担する。						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→	
	広域利用を推進						
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	10,778	9,604	9,604	9,604	9,604	49,194	
活用を想定する補助制度等							
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。						

② 認定審査会業務の連携

【形成協定】


介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者自立支援法に規定する障害程度区分認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。

(甲) 介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）を乙と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。

(乙) 審査会を甲と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。

【具体的な事業】

事業名	介護認定審査会事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村					
内容	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。					
効果	認定審査会業務の運営の効率化と審査判定結果の迅速化を図り、公正・適正な事務を確保することができる。					
関係市町村の役割分担	上北地方教育・福祉事務組合への負担金を支出する。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	—————→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	73,859	73,859	73,859	73,859	73,859	369,295
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

事業名	障害者介護給付等審査会事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村					
内容	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。					
効果	認定審査会業務の運営の効率化と審査判定結果の迅速化を図り、公正・適正な事務を確保することができる。					
関係市町村の役割分担	上北地方教育・福祉事務組合への負担金を支出する。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	6,403	6,403	6,403	6,403	6,403	32,015
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

(3) 教育

① 図書館の相互利用の促進

【形成協定】

圏域内の図書館の相互利用に取り組み、圏域の住民の文化と教養の向上を図る。また、図書館資料の情報等の共有化を図り、圏域の住民が利用しやすい図書館サービスを推進する。

- (甲) 乙と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、圏域の住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図るとともに、取組の調整を行う。
- (乙) 甲と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、圏域の住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図る。

【具体的な事業】

事業名	図書館相互利用促進事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内容	○圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 ○関係市町村の図書館ホームページにリンクを張る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。					
効果	圏域内の図書館を広域利用しやすい環境を整備することで、圏域住民の図書館利用促進及び学習環境の向上が図られる。					
関係市町村の役割分担	○十和田市及び三沢市 ・図書館の連携強化に関する総合的な調整を行う。 ・圏域の図書館情報を住民に提供する。 ○関係町村 ・十和田市及び三沢市と連携して、図書館の連携強化に取り組む。 ・圏域の図書館情報を住民に提供する。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	相互利用に向けた調整を行い、整ったものから、段階的に相互利用を推進					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	9,394	9,394	9,394	9,394	9,394	46,970
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

事業名		図書館蔵書充実事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町						
内 容	○圏域の拠点となる図書館は、幅広い蔵書の充実に努める。 ○圏域内の他の図書館は、基本的な蔵書の充実に努める。						
効 果	拠点図書館を核として、圏域内全体として、蔵書の質・量を充実することで、 圏域住民の相互利用促進が図られる。						
関係市町村 の役割分担	○十和田市及び三沢市 中心市として幅広い蔵書の充実に努める。 ○関係町村 基本的な蔵書の充実に努める。						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	—————→						
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	32,204	27,130	27,130	27,130	27,130	140,724	
活用を想定 する補助制 度等							
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、 詳細は、毎年度の予算により定める。						

② 生涯学習情報の提供

【形成協定】

圏域内の各市町村が実施する各種講座等の開催情報を相互に提供し合う体制を構築し、圏域内の教育、学術、文化、スポーツ、福祉等の多様な生涯学習の機会の充実を図る。

(甲) 乙と連携して、圏域内の生涯学習機会情報を相互に交換し、甲の住民への周知を行う。

(乙) 甲と連携して、圏域内の生涯学習機会情報を相互に交換し、乙の住民への周知を行う。

【具体的な事業】

事業名		生涯学習情報提供事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町						
内 容	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を構築する。						
効 果	生涯学習情報を圏域で共有することにより、圏域住民の選択肢が広がり学習機会の充実が図られる。また、圏域住民同士の交流が促進される。						
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市及び三沢市 関係市町村が実施する各種講座等の開催情報を収集し、市民に周知するとともに、十和田市及び三沢市が実施する各種講座等及び収集した各種講座情報を関係市町村に提供する。</p> <p>○関係町村 それぞれが実施する各種講座情報を十和田市及び三沢市に提供するとともに、十和田市及び三沢市から提供された各種講座情報を住民に周知する。</p>						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	圏域間の情報共有を図り、段階的に相互提供体制を構築						
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	→						
活用を想定する補助制度等							
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）</p>						

③ 英語教育の充実

【形成協定】

国際性に立った広い視野とともに、豊かな人間性とコミュニケーション能力に富んだ人材育成を図るため、質の高い英語教育を推進するための調査・研究に取り組む。

- (甲) 乙と連携して、小学校外国語活動や中学校外国語（英語）科におけるより効果的な指導法や指導体制等に関する調査・研究のための取組を行う。
- (乙) 甲と連携して、小学校外国語活動や中学校外国語（英語）科におけるより効果的な指導法や指導体制等に関する調査・研究のための取組を行う。

【具体的な事業】

事業名		英語教育推進事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町						
内容	○小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 ○小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。						
効果	地域資源を活用した、特色のあるより実践的な研修等が可能となり、圏域全体における英語教育の質的向上が図られる。						
関係市町村の役割分担	○三沢市 ・関係市町村と連携し、英語教育に関する調査・研究活動を行う。 ・関係市町村と連携し、合同で開催可能な研修等の企画・調整を行う。 ・調査・研究活動で得られた知見等の普及に取り組む。 ○関係市町村 ・三沢市と連携し、英語教育に関する調査・研究活動を行う。						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	—————→						
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	2,553	2,553	2,553	2,553	2,553	12,765	
活用を想定する補助制度等							
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。						

④ 教育事務の委託

【形成協定】

教育サービスを効果的かつ効率的に実施するため、教育事務を連携して行う。

(甲) 乙からの委託を受け、甲と隣接する乙の区域の教育事務を行う。

(乙) 甲と隣接する乙の区域の教育事務を甲に委託する。

【具体的な事業】

事業名		教育事務の委託					
関係市町村	十和田市、小坂町						
内容	県境を越えて隣接する区域における関係町の教育事務について、中心市が委託を受けて処理する。						
効果	圏域における教育サービスを効果的かつ効率的に実施することが可能になる。						
関係市町村の役割分担	○十和田市 小坂町の委託を受け、隣接する区域における教育事務を行う。 ○小坂町 隣接する区域における教育事務を十和田市に委託する。						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	220	440	440	660	660	2,420	
活用を想定する補助制度等							
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。						

(4) 産業振興

① 広域観光の推進 【形成協定】

圏域内に存在する観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行う。

(甲) 乙、観光産業に関わる民間企業及び関係団体と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行う。


(乙、観光産業に関わる民間企業及び関係団体と連携して、東北新幹線七戸十和田駅及び周辺施設を活用しつつ、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行う。 ※共同中心市⇄七戸町)

(乙) 甲、観光産業に関わる民間企業及び関係団体と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行う。

(甲、観光産業に関わる民間企業及び関係団体と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの設定を行うとともに、情報発信等を行い、東北新幹線七戸十和田駅及び周辺施設の利用促進を図る。 ※共同中心市⇄七戸町)

【具体的な事業】

事業名	広域観光会議の開催					
関係市町村	全市町村					
内容	<p>東北新幹線全線開業に伴い、これまで以上に観光需要の流動化が進んでいることから、圏域の観光を対外的にアピールするための体制強化が必要。このため、民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議（仮称）を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の各市町村、関係団体の取組について情報と課題の共有。 ・東北新幹線全線開業に伴い、圏域内の観光ルートの再構築が必要となっていることから、主な観光起点からの広域的な観光ルートの開発を検討する。 ・既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘を検討する。 					
効果	十和田湖・奥入瀬溪流など圏域内の主要な観光資源を活かした圏域全体としての観光振興施策の展開を図ることにつながる。					
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市 関係市町村及び関係機関と連携して、広域観光会議を開催する。</p> <p>○関係市町村 十和田市の会議運営に協力する。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	組織検討 →	会議組織立ち上げ・開催 →				
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	→					
活用を想定する補助制度等						
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）</p>					

事業名		広域観光振興推進事業				
関係市町村	全市町村					
内容	<p>広域観光会議（仮称）での議論を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに ○圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。 ○既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。 					
効果	<p>十和田湖・奥入瀬溪流など圏域内の主要な観光資源を基軸としつつ、地域に埋もれた史跡及び景勝地の紹介や豊かな自然や景観を活かした新たな観光資源の開発を検討することにより、圏域全体としての観光振興の進展が図られる。</p>					
関係市町村の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○十和田市 <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源を積極的に活用した広域観光ルートの設定を行うとともに広域観光マップを作成する。 ・関係市町村及び関係機関と連携して、東北新幹線七戸十和田駅をはじめとする主要駅や道の駅等を活用し、相互のイベント情報などの発信を行う。 ・関係市町村及び関係機関と連携して、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。 ・各種取組の調整を行う。 ○関係市町村 <ul style="list-style-type: none"> ・十和田市及び関係市町村及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源を積極的に活用した広域観光ルートの設定を行うとともに広域観光マップを作成する。 ・十和田市及び関係市町村及び関係機関と連携して、東北新幹線七戸十和田駅をはじめとする主要駅や道の駅等を活用し、相互のイベント情報などの発信を行う。 ・十和田市及び関係市町村及び関係機関と連携して、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。 					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	<p>十和田エイト・ライン観光協議会、 新たな青森の旅・十和田湖広域観光協議会など 既存の広域観光協議会の枠組みを再編成し実施</p> 					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	3,929	1,637	1,637	1,637	1,637	10,477
活用を想定する補助制度等	市町村「地域振興力」向上対策支援事業費助成金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

事業名		十和田湖観光誘客事業				
関係市町村	十和田市、小坂町					
内容	十和田湖畔地区で、自然にやさしい十和田湖のブランドイメージが全国に定着するよう、年間を通してエコロジー事業等を展開し、観光振興を図る。当該地域が青森県・秋田県の県境に位置することから、小坂町と連携し観光誘客策の検討を行うとともに、イベントの開催や情報発信等を実施する。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○十和田湖のブランド力向上が図られる。 ○観光誘客策の一元化による効率的な観光推進事業の展開が可能となる。 ○十和田湖周辺地域を含めた集客力が高まる。 ○地域における滞在時間の増加及び宿泊客の増加を促し、観光振興に寄与することができる。 					
関係市町村の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○十和田市 小坂町と連携して実施するイベント等の企画立案を行うとともに、周知宣伝を行う。 ○小坂町 十和田市と連携して実施するイベント等の企画立案を行うとともに、周知宣伝を行う。 					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	(社)十和田湖国立公園協会への負担金として拠出し、実行委員会の枠組みを活用し実施					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	6,100	5,200	5,200	5,200	5,200	26,900
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

② 特産品の販路拡大

【形成協定】

圏域内の特産品（農産物、水産物、畜産物等）に関する情報を相互に提供し合い、関係団体等と連携し、圏域の特産品の販売戦略を展開するとともに、これらを活用した地域ブランド化の推進を図る。

- (甲) ア 圏域内の特産品の情報を収集し、乙とともに広くPRを行う。
 イ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を乙に提供し、乙とともにPRや販路拡大に取り組む。
- (乙) ア 乙の区域内で産出される特産品の情報を甲に提供し、甲とともに広くPRを行う。
 イ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を甲に提供し、甲とともにPRや販路拡大に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	特産品の販路拡大事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内容	圏域の特産物（農産物・畜産物・水産物等）に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。 また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。					
効果	これまで個々の市町村で行っていた、販路拡大を圏域として連携して行うことにより、新たな商品開発や新規地域への販路が拡大され、産業振興が図られる。					
関係市町村の役割分担	○全市町村 ・各市町村の特産物の販売拡大事業を相互に連携しつつ行う。 ・圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を相互に情報共有し、PRや販路拡大に取り組む。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
	—————					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	68,250	66,500	33,957	33,957	33,957	236,621
活用を想定する補助制度等	青森県市町村元気事業費補助金 雇用復興推進事業臨時特例交付金					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

(5) 防災・消防

① 防災

【形成協定】

大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災体制の整備、充実を図るため、防災計画・防災訓練等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。

- (甲)ア 大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画・防災訓練等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。
イ 乙と連携して、圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。
- (乙)ア 大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画・防災訓練等の情報の共有に向けて甲に情報を提供する。
イ 甲と連携して、圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。

【具体的な事業】

事業名	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内容	○大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 ○圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。					
効果	災害時における相互応援体制を構築することにより、圏域内での防災体制の充実を図る。					
関係市町村の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○十和田市及び三沢市 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画・防災訓練等の情報共有に向けて連絡調整を行う。 ・合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討するとともに、防災関係機関との調整を行う。 ・合同防災訓練の実施について中心的に取り組むとともに、必要な経費を負担する。 ○関係町村 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画・防災訓練等の情報共有に向けて十和田市及び三沢市へ情報提供を行う。 ・合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討する。 ・甲と連携して合同防災訓練を実施するとともに、必要な経費を負担する。 					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	情報収集・研修、訓練等の計画実施				→	
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	399	399	399	399	399	1,995
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。					

【形成協定】

隣接する区域における消防出動について、相互応援体制を構築し、到着時間の短縮及び効率的な部隊運用により初動体制の強化を図る。

(甲) 甲と隣接する乙の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。

(乙) 乙と隣接する甲の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。

【具体的な事業】

事業名		災害時の消防出動相互応援事業					
関係市町村	十和田市、小坂町						
内容	<p>○消防相互応援出動 各消防本部管轄区域において相互応援出動による効果が期待できる地域(以下、「応援地域」)について、相互応援出動する。</p> <p>○情報交換等 応援地域の実態を把握するため、必要な資料の交換及び応援地域の視察を行う。</p>						
効果	災害現場への到着時間の短縮と出動車両の増強により、被害の軽減が図られる。						
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市 ・小坂町の応援地域で火災等が発生し、管轄消防本部からの要請又は火災通報を受信した場合は、応援出動する。 ・小坂町と相互応援体制に必要な情報交換等を行う。</p> <p>○小坂町 ・十和田市の応援地域で火災等が発生し、管轄消防本部からの要請又は火災通報を受信した場合は、応援出動する。 ・十和田市と相互応援体制に必要な情報交換等を行う。</p>						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	相互応援出動及び情報交換等						
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	5,135	5,135	5,135	5,135	5,135	25,675	
活用を想定する補助制度等							
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額(見込み)を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。						

② 消防

【形成協定】

消防施設等の効率的な整備・運用を図るため、消防指令業務共同化事業及び消防救急無線デジタル化事業に関する調査・検討を行う。

(甲) 乙と連携して、共同化及びデジタル化に向けた調査及び圏域内の効率的な運用に関する検討を行う。

(乙) 甲と連携して、共同化及びデジタル化に向けた調査及び圏域内の効率的な運用に関する検討を行う。

【具体的な事業】

事業名		消防指令業務共同運用等事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村						
内容	平成 28 年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。						
効果	消防・救急業務の効率的な運営と基盤整備に伴い、圏域全体の通信指令体制が強化され、消防・救急サービスの向上とともに経費削減を図ることができる。また、電波の利用効率の向上や通信の高度化、個人情報保護の秘匿性向上を図ることができる。						
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市及び三沢市 消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用について、「(仮称) 上十三地域 4 消防本部消防通信指令事務協議会」を設立し、関係市町村と共同で取り組む。</p> <p>○関係町村 消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用について、「(仮称) 上十三地域 4 消防本部消防通信指令事務協議会」を設立し、十和田市及び三沢市と共同で取り組む。</p>						
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
	先進地調査 実施設計 →	施設整備・改修工事等 →		28 年度から運用 開始予定			
事業費 (千円)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	計	
	→						
活用を想定する補助制度等							
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）</p>						

(6) ライフライン

【形成協定】

効果的かつ効率的な簡易水道の運営を図るため、共同利用に関する研究・検討を行う。

(甲) 乙と連携して、甲と隣接する乙の区域における簡易水道の共同利用に関する研究・検討を行う。

(乙) 甲と連携して、乙と隣接する甲の区域における簡易水道の共同利用に関する研究・検討を行う。

【具体的な事業】

事業名		簡易水道の共同利用					
関係市町村	十和田市、小坂町						
内容	効果的かつ効率的な簡易水道の運営を図るため、共同利用に関する研究・検討を行い、広域的な利用に向けた取組を推進する。						
効果	隣接する区域で同様の施設を個々に補修する重複投資を避け、大幅なコストカットが可能となる。						
関係市町村の役割分担	水道施設が老朽化した地区の補修時期を見据えて、相互に連携して、簡易水道の共同利用に関する研究・検討を行い、広域的な利用に向けた取組を推進する。						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	研究・検討 →		各種申請・工事 →	送水 →			
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	→						
活用を想定する補助制度等							
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）</p>						

(7) 消費生活

【形成協定】

複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、圏域における広域的な取組を進める。

(甲) 甲が設置する消費生活センターの広域利用を進め、乙と連携して圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。

(乙) 甲が設置する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努めるとともに、甲に応分の経費を負担する。

【具体的な事業】

事業名	消費生活相談事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村					
内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、圏域における広域的な取組を進める。					
効果	消費生活相談の広域化を進めることにより、圏域住民の消費生活の安定と向上が図られる。					
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市及び三沢市 関係町村と連携して、消費生活センターの広域利用を進め、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。</p> <p>○関係町村 十和田市又は三沢市が設置する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。また、十和田市又は三沢市に対し、応分の経費を負担する。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	—————→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	—————→					
活用を想定する補助制度等	消費者行政活性化基金					
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）</p>					

2. 結びつきやネットワークの強化

(1) 地域公共交通

【形成協定】

圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、地域公共交通の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。

(甲)ア 乙と連携して、路線バス等の維持・確保と利用促進に取り組む。

イ 乙と連携して、青い森鉄道の利用促進及び三沢駅関連施設や駅周辺施設の整備を図る。

ウ 乙と連携して、必要に応じ、多様な交通手段の検討・実証・導入等を行う。

(乙)ア 甲と連携して、路線バス等の維持・確保と利用促進に取り組む。

イ 甲と連携して、青い森鉄道の利用促進及び乙に所在する駅の利便性向上を図る。(野辺地町、東北町、おいらせ町)

(甲と連携して、青い森鉄道の利用促進を図る。※上記以外の町村)

ウ 甲と連携して、必要に応じ、多様な交通手段の検討・実証・導入等を行う。

【具体的な事業】

事業名	圏域公共交通会議（仮称）の開催					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内容	<p>○これまで、上十三地域の公共交通の現状や課題について情報共有・検討する場が無かった。(関係市町村が主催する公共交通会議は存在。例えば、1市1町間の七戸十和田公共交通会議等。)</p> <p>○このため、実務担当者を中心とし、必要に応じて事業者も参画して、情報共有や議論を行う場としての圏域内の公共交通網について「圏域公共交通会議」（仮称）を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。</p>					
効果	圏域内の地域公共交通の課題や今後の計画などを議論することで、圏域内の公共交通網の充実が期待できる。					
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市及び三沢市 事業者及び関係町村と連絡調整を行う。</p> <p>○関係町村 十和田市及び三沢市に連携・協力する。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	組織の検討 →	会議の開催 →				
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	→					
活用を想定する補助制度等						
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。 (新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。)</p>					

事業名		生活交通路線維持事業				
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内 容	<p>圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。</p> <p>また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。</p>					
効 果	圏域内における公共交通の利便性が確保されることにより、圏域住民が安心して生活できるようになる。					
関係市町村 の役割分担	<p>運行事業者等への支援を各自治体が行う。</p> <p>また、関係市町村は、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、関係市町村との連携・協力の下、利用環境整備及び利用促進に取り組む。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	—————→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	149,282	149,282	149,282	149,382	149,382	746,610
活用を想定 する補助制 度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、 詳細は、毎年度の予算により定める。					

事業名		青い森鉄道利用促進等事業				
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町					
内容	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。					
効果	圏域住民の重要な生活交通手段である青い森鉄道の利用促進及び利便性向上が図られ、圏域における生活交通ネットワークが確保及び維持される。					
関係市町村の役割分担	<p>○三沢市 青い森鉄道利活用推進協議会などの関係機関及び関係市町村と連携して、各種利用促進活動に取り組む。また、三沢駅関連施設及び駅周辺施設整備に係る調査・検討等を行い、整備推進を図る。</p> <p>○関係市町村 青い森鉄道利活用推進協議会など関係機関及び関係市町村と連携して、各種利用促進活動に取り組み、または協力する。また、駅が所在する関係町においては、駅の利便性向上や利用環境改善のための取組を行う。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	—————▶					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	7,812	3,055	3,055	3,055	3,055	20,032
活用を想定する補助制度等						
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※青い森鉄道利活用推進協議会構成市町は、同協議会負担金を計上。</p>					

(2) インフラ整備に関する要望活動等

【形成協定】

圏域住民の利便性向上と物流機能向上のため、市町村間を接続する幹線道路の整備促進及び三沢空港の発着路線の拡充等について要望活動等を行う。

- (甲) 乙と連携して、市町村間を接続する幹線道路の整備促進及び三沢空港の発着路線の拡充等について関係機関へ要望活動等を行う。
- (乙) 甲と連携して、市町村間を接続する幹線道路の整備促進及び三沢空港の発着路線の拡充等について関係機関へ要望活動等を行う。

【具体的な事業】

事業名	道路等のインフラ整備に関する要望					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内容	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。					
効果	圏域住民の利便性向上及び物流機能向上に資する。					
関係市町村の役割分担	関係市町村が連名の上、要望活動を行う。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	→					
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）					

事業名	三沢空港振興会事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町					
内容	○三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 ○需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。					
効果	圏域住民の利便性向上及び物流機能向上に繋がり、地域の振興に寄与する。					
関係市町村の役割分担	○三沢市 事務局として、関係市町村及び関係機関との連絡調整を行う。 ○関係市町村 事務局である三沢市と連携・協力して振興会の活動を支援する。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	2,120	2,120	2,120	2,120	2,120	10,600
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、毎年度の予算により定める。					

(3) 公共施設の相互利用

【形成協定】

圏域住民の学習活動、文化活動及びスポーツ活動等の拡充を図るため、圏域市町村が設置する運動施設及び文化・社会教育施設等の相互利用を促進する。

(甲) 甲が所有する公共施設について、甲の住民が負担する使用料との調整を図り、圏域の住民及び団体による利用を促進する。

(乙) 乙が所有する公共施設について、乙の住民が負担する使用料との調整を図り、圏域の住民及び団体による利用を促進する。

【具体的な事業】

事業名		公共施設の相互利用促進事業				
関係市町村	全市町村					
内容	<p>○公共施設の相互利用の推進 人口減少が進む中で単一の市町村でフルセットの機能を備えることは極めて困難である。このため、関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置づける施設について検討・調整を行い、</p> <p>① まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ</p> <p>② 市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、圏域内施設の相互利用促進を図る。</p>					
効果	<p>新たな費用負担を最小限にとどめ、圏域住民のニーズに応じた選択ができ、利用可能な施設が増えることで学習活動、文化活動及びスポーツ活動等の拡充が図られる。</p>					
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市及び三沢市 十和田市及び三沢市の文化・スポーツ施設等のうち、相互利用の対象とする施設を選定し、</p> <p>① まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ</p> <p>② 市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、圏域での相互利用促進を図る。</p> <p>○関係町村 関係町村の文化・スポーツ施設等のうち、相互利用の対象とする施設を選定し、</p> <p>① まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ</p> <p>② 市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、圏域での相互利用促進を図る。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	相互利用に向けた調整を行い、整ったものから、段階的に相互利用を推進				→	
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	→					
活用を想定する補助制度等						
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）</p>					

(4) 文化・芸術

【形成協定】

美術館、記念館等の企画展等の充実に努め、情報発信や集客を図るための事業を効果的に実施し、地域文化の発展及び地域経済の振興を図る。

(甲) 乙と連携して、美術館、記念館等の企画展等の充実に努め、利活用の促進を図る。

(乙) 甲と連携して、美術館、記念館等の企画展等の充実に努め、利活用の促進を図る。

【具体的な事業】

事業名	あomorアートぐれっとパス事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、七戸町					
内容	十和田市現代美術館、寺山修司記念館、鷹山宇一記念美術館において、3館共通パスポートの販売を行う。また、3館が連携して広報等を行う。					
効果	住民の文化活動が活性化し、チケット購入の利便性を高めるとともに、美術館の利用率が向上する。					
関係市町村の役割分担	2市1町が相互に連携して、美術館、記念館等の企画展等の充実に努め、利活用の促進を図る。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	→					
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）					

(5) 地域内外の住民との交流、移住促進

【形成協定】

各種イベント情報等を相互に共有・活用することにより、圏域住民の交流の促進及び圏域の活性化を図る。

- (甲) 乙と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、甲の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進する。
- (乙) 甲と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、乙の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進する。

【具体的な事業】

事業名		イベント交流の促進					
関係市町村	全市町村						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組む。 ○圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。 						
効果	○各地域でそれぞれ実施していたイベントについて広く圏域で共有し、参加を促すことで、相互交流を促し、圏域の活性化につなげる。						
関係市町村の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○十和田市及び三沢市 <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村が実施する祭りや各種イベント等においてHPや広報紙を活用して周知宣伝活動を行うとともに、相互交流を促進する。 ・関係町村と連携して、圏域の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。 ○関係町村 <ul style="list-style-type: none"> ・十和田市、三沢市及び関係町村が実施する祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流を促進する。 ・十和田市、三沢市及び関係町村と連携して、圏域の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。 						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	—————→						
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	8,294	8,294	8,294	8,294	8,294	41,470	
活用を想定する補助制度等							
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。						

3. 圏域マネジメント能力の強化

(1) 圏域内市町村職員の育成

【形成協定】

職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修及び人事交流を行う。

- (甲) ア 甲が実施する研修に、圏域内の職員の参加機会を提供する。
イ 必要に応じて職員の圏域相互派遣を行う。
- (乙) ア 乙が実施する研修に、圏域内の職員の参加機会を提供する。
イ 必要に応じて職員の圏域相互派遣を行う。

【具体的な事業】

事業名		職員研修交流事業					
関係市町村	全市町村						
内容	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。						
効果	○職員の資質と能力の向上が期待できる。 ○圏域としての一体感の醸成、職員間のネットワークの強化が期待できる。						
関係市町村の役割分担	○十和田市及び三沢市 関係町村と連携して、研修事業を行う。また、必要に応じ、合同で実施することが効率的、効果的と認められるテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。 ○関係町村 十和田市及び三沢市と連携して、研修事業を行う。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的と認められるテーマについては、当該研修の企画立案に参加し、職員を参加させる。						
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
	—————→						
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
	2,369	2,369	2,369	2,369	2,369	11,845	
活用を想定する補助制度等	行政経営推進プラン強化促進事業助成金						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。						

事業名		職員人事交流事業				
関係市町村	全市町村					
内容	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流（派遣）を行う。					
効果	圏域内の他市町村の優れた施設や行政運営を実地で学ぶとともに、異なる視点から地域を捉える等、視野を広げ、多角的な視点を養う。また、各自治体職員間の連携を促進する。					
関係市町村の役割分担	○十和田市及び三沢市 関係町村と連携して、職員の相互交流（派遣）の検討を行う。 ○関係町村 十和田市及び三沢市と連携して、職員の相互交流（派遣）の検討を行う。					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	→					
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）					

資料

定住自立圏の圏域の名称について 〈素案〉

1—圏域の構成市町村について〈平成 24 年 7 月 27 日現在〉

①青森県上十三地域

十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、
六ヶ所村、おいらせ町

②十和田湖地域

秋田県小坂町

2—圏域の名称について〈現時点での素案〉

【名称案】「上十三・十和田湖 広域 定住自立圏（仮称）」としたい。

【理由】

- (1) 「上十三」の名称は、昭和 46 年以來の青森県上十三地域としての広域連携の経緯を踏まえ、
今般形成する定住自立圏についても引き続きこの名称を用い、今後一層の連携を期するもの。
(※単独で中心市要件を満たす十和田市と三沢市が複眼型で定住自立圏構想を推進することで
合意し、共同中心市宣言を行ったのもまさにこの点にあった。)
このように、「上十三」のキーワードは必須と考える。また、おいらせ町も生活圏を同じくし、
同じ青森県であることからこの上十三地域に参画するという意味で「上十三」の構成市町村とし
て捉えうる。
- (2) 一方で、秋田県小坂町は県を異とするため、そもそも「上十三地域」には属していない。今
般、十和田市と三沢市で進めている定住圏構想に参加する方向に至ったのは十和田湖を介して
地域的な繋がりがあるためであり、その経緯及び県境を越えて連携する趣旨を明示的に示すた
めには「十和田湖」の文言を用いることが適当であると考える。
なお、過去の事例として、「中海圏域定住自立圏」がある。これは、鳥取県と島根県にまたが
る「中海」という湖を介して鳥取県米子市、島根県松江市が近隣自治体として連携を行っている
ことを踏まえてつけた名称である。
- (3) なお、本圏域は、①定住自立圏の柔軟性を最大限活用し「複眼型」「県境型」「圏域重複型」
の 3 類型を組み合わせ、②北部は青森県下北半島に、南部は秋田県北部に接し、東部は太平洋
に接する非常に広大な圏域となることから、「広域」という名称を付することとしたい。
広大な圏域故、市町村ごとの事情はそれぞれ異なる。圏域の北端と南端とでは特産品等も異な
る。このことを踏まえ、「できることから着実に」を合言葉にひとつひとつ実現可能なものから
連携を深めていく。その趣旨を明確にすることも含め、「広域」の文言を入れた。

上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンの主な策定経緯

策定までの経過

年 度	内 容
平成 21 年度	8 月 26 日 上十三地域市町村圏協議会「定住自立圏構想」に係る勉強会 10 月 5 日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 2 月 18 日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 ※定住自立圏構想について圏域内で検討することを決定。
平成 22 年度	4 月 21 日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 2 月 7 日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議 ※定住自立圏構想を進めることを決定。また、関係市町村の提案を受け、具体的連携事項についての検討を開始。
平成 23 年度	2 月 22 日 上十三地域市町村圏協議会市町村長会議 3 月 29 日 共同中心市宣言（十和田市・三沢市）
平成 24 年度	7 月 27 日 第 1 回定住自立圏構想関係市町村長会議 ※協定内容について市町村間で合意 9 月 圏域市町村による協定の締結に関する議会の議決 10 月 4 日 上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定合同調印式 2 月 6 日 第 1 回上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会 2 月 25 日 第 2 回上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会 3 月 28 日 第 2 回定住自立圏構想関係市町村長会議 ※上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン策定。

変更までの経過

年 度	内 容
平成 26 年度	7 月 25 日 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定案について、圏域関係市町村で合意 9 月 圏域関係市町村による定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決 9 月 30 日 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定調印 2 月 19 日 上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会 3 月 27 日 上十三・十和田湖広域定住自立圏市町村長会議 ※上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン第 1 回変更。

上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会開催要綱

(目的)

第1条 十和田市及び三沢市（以下「共同中心市」という。）は、定住自立圏形成協定により形成された上十三・十和田湖広域定住自立圏の将来像及び当該協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定に資するため、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項について検討を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等の中から、共同中心市が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 座長は、必要に応じ、委員の中から副座長を指名し、その職務を代行させることができる。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。ただし、座長が選出されていないときは、懇談会の招集は共同中心市の市長が行う。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、共同中心市の定住自立圏構想主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に依頼される懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、依頼の日から平成26年3月31日までとする。

上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(平成 27 年 2 月変更)

分野	氏名	備考
学識経験者	高井 伸二	座長
医療	石井 淳夫	
福祉	田中 孝雄	
	菊地 順三	
	沼尾 紀恵子	
教育	原子 正徳	
	加藤 正志	
	熊野 稔	
	川崎 富康	
産業振興	高田 誓昌	
	浄法寺 朝生	
	竹林 秋雄	
	櫻田 一雅	
	佐々木 一郎	
防災・消防	上長根 浅吉	
	一戸 実	
地域公共交通	田中 一博	
インフラ整備	三上 浩明	
文化・芸術	佐々木 保信	
コミュニティ	横手 幸年	

上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン

平成 27 年 3 月発行

十和田市 企画財政部 政策財政課

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

Tel 0176-23-5111(代)

Fax 0176-24-9616

三沢市 政策財政部 政策調整課

〒033-8666 青森県三沢市桜町一丁目 1 番 38 号

Tel 0176-53-5111(代)

Fax 0176-52-5656